

○山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則
(平成元年10月30日 山梨県規則第52号)

最終改正 令和元年10月1日規則第11号
(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定により、山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定めるものとする。
(使用料の額)

第2条 使用料の額は、次の表のとおりとする。

品 名	単位	使用料(条例別表第3の使用区分(全日の使用区分を除く。)ごとに各1回)
びょうぶ	1 双	2, 8 6 0 円
サイドスポットライト	1 台	2 2 0 円
アッパーホリゾントライト	1 列	1, 8 1 0 円
ローアホリゾントライト	1 列	1, 8 1 0 円
ピンスポットライト	1 台	3, 5 2 0 円
レコードプレーヤー	1 台	2, 8 6 0 円
テープレコーダー	1 台	2, 8 6 0 円
映写機(16ミリメートル)	1 台	7, 1 5 0 円

備考 全日の使用区分とは、条例別表第3第1号にあっては午前9時から午後9時までの欄を、同表第2号イにあっては午前9時から午後7時までの欄を、同号ロにあっては午前9時から午後6時までの欄をいう。

附 則
この規則は、平成元年11月1日から施行する。
(省略)

附 則 (令和元年規則第11号)
(施行期日)
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

○山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例
(平成19年7月9日 山梨県条例第36号)

最終改正 令和2年4月1日条例第5号
(趣旨)

第1条 この条例は、山梨県立美術館その他の県立の施設における観覧の承認及び観覧料の特例に関し必要な事項を定めるものとする。
(承認及び観覧料)

第2条 次に掲げる行為を別表に定める期間にわたり行おうとする者(小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く。)は、山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和53年山梨県条例第5号)第10条第1項及び山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号)第10条第1項の規定にかかわらず、これらの行為について一括して知

事の承認を受けることができる。

一 山梨県立美術館設置及び管理条例第10条第1項の規定による観覧

二 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和57年山梨県条例第5号)第6条第1項の規定による観覧

三 山梨県立文学館設置及び管理条例第10条第1項の規定による観覧

四 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成17年山梨県条例第8号)第6条第1項の規定による観覧

2 前項の承認を受けた者は、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第6条第2項及び山梨県立博物館設置及び管理条例第6条第2項の規定にかかわらず、別表に定める観覧料を納付しなければならない。
(観覧料の還付)

第3条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(観覧料の免除)

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第19号) 抄
(施行期日)
1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第3号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第50号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第25号)
この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第5号) 抄
(施行期日)
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)
(平26条例3・平26条例50・平31条例25・一部改正)

区 分	期 間	観 覧 料
一 般	1 年	1人につき 5,240円
大学生及びこれに準ずる者	1 年	1人につき 2,620円

備考 期間については、第2条第1項の承認の日から起算する。

○山梨県文学資料取得基金条例

(昭和60年3月29日 条例第6号)

(設置)

第1条 文学作品及び文学に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、山梨県文学資料取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2千万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(運用)

第3条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

○山梨県附属機関の設置に関する条例

(昭和60年3月29日 条例第3号)

最終改正 令和3年4月1日 条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担件事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表第1に掲げる機関を設置し、その担任する事務は、同表の担任事務欄に掲げるとおりとする。

2 執行機関は、必要があると認めるときは、その附属機関として、別表第2に掲げる機関を設置することができる。この場合において、その機関の担任する事務は、同表の担任事務欄に掲げるとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、その設

置期間が1年未満である附属機関を設置することができる。

4 前項の規定により附属機関を設置するときは、執行機関は、あらかじめ、その機関の名称、担任する事務その他必要な事項を告示しなければならない。

第3条 (省略)

第3条の2 (省略)

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、執行機関の規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

(会長等)

第5条 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、執行機関の規則で定める場合を除くほか、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第7条 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(第2条第3項の規定により設置された附属機関に係る関係規定の適用の特例)

第8条 第2条第3項の規定により設置された附属機関に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の定数欄に掲げる	執行機関が別に定める
第4条第2項	別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる	執行機関が別に定める
第4条第3項	別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の任期欄に掲げるとおりとする	執行機関が別に定める
第4条第4項、 第4条第5項、 第5条第1項、 第6条第2項 及び第7条	執行機関の規則で	執行機関が別に

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担
任事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、執行
機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
(省略)

附 則 (令和3年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正)
2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条
例 (昭和40年山梨県条例第7号) の一部を次のよ
うに改正する。

〔次のよう〕略

別表第1(第2条、第4条関係)

1 知事の附属機関

附 属 機 関	山梨県文学館協議会
担 任 事 務	博物館法第20条第2項の規定による 山梨県立文学館の運営に関する事項 の調査審議及び意見の具申に関する 事務
委員の定数	15人以内
委員の要件	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行 う者 四 学識経験のある者
委員の任期	2年

附 属 機 関	山梨県立文学館専門委員会
担 任 事 務	山梨県立文学館における資料の収集、 保存及び展示並びにその実施する事 業に関する調査審議に関する事務
委員の定数	6人以内
委員の要件	1 学識経験のある者 2 優れた識見を有する者
委員の任期	2年

別表第2 (省略)

別表第3 (省略)

別表第4 (省略)

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則

(昭和60年3月29日 山梨県規則第8号)

最終改正 令和3年11月8日 山梨県規則第45号
(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する
条例 (昭和60年山梨県条例第3号。以下「条例」
という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものと
する。

(補欠の委員の任期)

第2条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員
の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 (省略)

(会長等)

第4条 条例第5条第1項の規定により、附属機関(次
に掲げる附属機関を除く。)に会長を、次に掲げる附
属機関に委員長を置く。

(省略) ※該当なし

2 条例第5条第1項の規定により副会長を置く附属
機関及び当該附属機関に置かれる副会長の定数は、
次の表のとおりとする。

(省略) ※該当なし

3 副会長を2人以上置く附属機関にあつては、あら
かじめ会長が指名する副会長が、会長の職務を代理
する。

(定足数の特例)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める場合は、次
の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、
同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ
開くことができない場合とする。(以下抜粋)

附属機関	定足数
山梨県文学館協議会	過半数

第6条 条例第7条の規定により、部会又は小委員会
を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる部会又
は小委員会は、次の表のとおりとする。

(省略) ※該当なし

2 部会又は小委員会に属すべき委員及び特別委員は、
会長が指名する。

(幹事)

第7条 附属機関に、その定めるところにより、幹事
を置くことができる。

(資料の提出等の要求)

第8条 附属機関は、その担任する事務を遂行するた
め必要があると認めるときは、関係行政機関の長に
対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必
要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

第9条 関係行政機関の職員は、会長の許可を得て、
附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を
述べることができる。

第10条～第11条 (省略)

(庶務)

第12条 附属機関の庶務は、別に定めるところにより、処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(省略)

附 則(令和3年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

○山梨県立文学館協力員設置要綱

(設置)

第1条 山梨県立文学館(以下「文学館」という。)にボランティア活動をとおり、文学館の利用者の便宜を図るとともに円滑な文学館運営を促進し、もって県民のための文学館として地域文化の向上に資することを目的として文学館協力員(以下「協力員」という。)を設置する。

(活動)

第2条 協力員は、文学館の利用者に対し必要に応じて、次の活動を行う。

- 一 入館者に対する助言及び相談
- 二 入館者の案内等
- 三 その他、利用者の便宜や文学館の発展に寄与する活動

(委嘱等)

第3条 協力員は、文学館が募集し、次の条件を満たす応募者の中から、館長が委嘱する。

- 一 文学について関心と理解を有する者
- 二 文学館において所定の研修を受け、おおむね月1日(1日8時間)のボランティア活動が可能で健康な者

(任期)

第4条 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協力会等)

第5条 協力員は、相互に協力し、第2条の活動を円滑に行うため、山梨県立文学館協力会(以下「協力会」という。)を組織する。

2 協力会に必要な役員、事務局等を置く。

3 協力会は活動に必要な規定を整備する。

(文学館の関与)

第6条 館長は、協力会の活動に関して、助言または指導する。

2 文学館の職員は、協力会の活動に協力するものとする。

3 協力会の自主的な活動に支障がなく、また、必要最低限の範囲で文学館の職員が協力会の事務局員等

に就くことができる。

4 前項の場合、当該職員は職務に専念する義務を免除する。

(その他)

第7条 館長は、協力会の活動に必要な範囲で、観覧料等を免除することができる。

附 則

この要項は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から適用する。

○山梨県都市公園条例

(昭和39年3月31日 条例第21号)

最終改正 平成31年10月1日条例第24号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、都市公園の設置に関する基準及び都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園
- 二 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第1上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用料金を徴収して利用に供する公園施設

第1章の2 都市公園の設置に関する基準(省略)

第2章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第3条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらの損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

(行為の制限)

第4条 都市公園(有料公園施設を除く。)において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為

- 二 業としての写真又は映画の撮影
 - 三 興行
 - 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
 - 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障に及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。ただし、当該行為による都市公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第14条第3項第5号において単に「暴力団」という。）の利益となると認められる場合は、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。
（休業日及び利用時間）
- 第5条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。
- 第6条 削除
（利用の禁止又は制限）
- 第7条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。
（許可の取消し等）
- 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。
- 一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
 - 二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者
 - 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
 - 四 第4条第2項ただし書に規定する場合に該当する者
- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - 三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合
- （使用料等）

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。第二号において同じ。)を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければならない。

一 第4条第1項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等(以下この号において「行為又は利用等」という。)については、別表第3に定める額(当該行為又は利用等が消費税法(昭和63年法律第108号)第4条第1項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第6条第1項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に100分の110を乗じて得た額)

二 第14条第1項又は第2項の承認を受けた利用については、別表第4に定める額

2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰することのできない理由によって当該許可に係る行為をすることができなくなった場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

第3章 指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第10条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第5の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- 三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手続）

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、都市公園の効用を発揮することができるものであること。